

令和7年度 佐倉市社会福祉法人指導監査実施方針

1. 基本方針

社会福祉法人は、関係法令及び関係通知等に基づく基準により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保が求められています。また、社会福祉施設及び社会福祉事業を行う事業所は、市民から社会福祉事業の中心的な担い手として期待されており、市民ニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として、地域福祉の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、社会福祉法人制度の見直しに伴う社会福祉法の改正により、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置づけの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などが図られています。

このことから、佐倉市においても、引き続き社会福祉法の改正等の趣旨を踏まえ、健全な経営組織の確立、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置くとともに、各法人の自主的・自律的な運営に資するよう、指導監査を実施するものとします。また、指導監査の実施に当たっては、各法人の課題を把握し、重点的・効率的な指導監査を実施します。

2. 実施方法

(1) 一般監査

事前に提出された監査調書等に基づき、実地において、運営状況を確認するとともに、関係書類の審査、関係人からのヒアリングにより行います。

指導監査の実施回数については、国通知別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、別表1の指導監査の類型に応じ、一定の周期により実施するものとします。

また、指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である税理士又は公認会計士の資格を有する監査指導員の助言を受けて、指導監査を実施するとともに、指導監査を実施しない年にあっては、書面による運営状況等の確認を行うことができるものとします。

(2) 特別監査

指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人及び運営等に重大な問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる法人に対して、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

(3) 集団指導(文書発送による)

法人の代表者宛てに文書を発送し、市の方針や制度にかかる説明、前年度監査結果事例などについて周知します。

3. 重点事項

(1)組織運営の適正化

- ・政令に定める登記事項について、期限までに登記がなされているか。
- ・定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。また、事業の種類や基本財産等の変更が生じた際に、もれなく定款変更が行われているか。
- ・理事、監事及び評議員は、法令等に定める選任要件を具備し、適正な手続により選任されているか。また、報酬等支給基準は整備されているか。
- ・理事会及び評議員会は、法令等の定めに従い、適正な手続により開催され、記録の作成・保存が行われているか。

(2)会計の適正化

- ・会計事務は、内部牽制に配慮した管理運営体制のもと、経理規程等の定めに従い、適正かつ明瞭に行われているか。
- ・会計帳簿は、経理規程等の定めに従い、適正に整備・保管されているか。
- ・計算書類、附属明細書等は、経理規程等の定めに従い、適正に作成され、資料間の整合性が保たれているか。
- ・安定した福祉サービスの提供のため、持続可能な経営基盤を確保しているか。

(3)運営の透明性の確保

- ・定款、現況報告書や役員報酬基準等、法令で備置き・閲覧やインターネットによる公表を義務付けられている書類について、適正に対応しているか。

(4)社会福祉事業の適正な実施

- ・社会福祉事業は、法人の行う事業のうちの主たる地位を占めているか。
(事業規模が法人の全事業のうち50%を超えているか)

(5)その他

- ・契約手続は適正に行われているか。
- ・福祉サービスの情報提供、質の評価や苦情解決への取組、地域社会への貢献等、社会福祉を目的とする事業を行う公益性の高い法人としての責務を果たしているか。
- ・前回の指導監査において、指摘及び助言した内容は、改善が図られているか。

4. 実施計画

(1)対象法人

社会福祉法人 14法人（令和7年4月1日現在） ※別表3参照

原則、別表1で掲げる一般監査の実施周期を踏まえて、事前提出資料等の内容を参考に、対象法人のなかから本年度指導監査の実施先を選定するものとします。

(2)実施体制

指導監査は、法人の規模、前回の指導監査結果等に応じて、社会福祉課の職員からなる2名以上の指導監査班を編成して実施します。なお、市長への助言のため、公認会計士に監査指導員を委嘱します。

(3)実施時期

実施時期(年度計画)については、別に定めるものとします。

なお、社会情勢や災害等の外的要因により、計画通りの実施が困難となった場合は、年度間調整を含め、実施時期を変更することができるものとします。

5. その他

指導監査に係る準備や復命会による情報共有など、認可等担当課との連携に努めるものとします。

別表1 指導監査の類型(一般監査)

	指導監査の類型	実施周期
(1)	毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人 ア 法人の運営について、法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、別表2に定めるところにより、特に大きな問題が認められないこと。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。	3箇年に1回
(2)	（1）にかかわらず、（1）のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、延長することができる。	—
	ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5箇年に1回
	イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5箇年に1回
	ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合	4箇年に1回

(3)	(1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、延長することができる。 ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。 イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。 ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。	4箇年に1回
(4)	新たに設立された法人は、当該法人の設立後速やかに実施する。	設立年度又は次年度
(5)	法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合などについては、上記(1)～(3)にかかわらず、必要に応じて適時指導監査を実施する。	適時（通年）
(6)	上記(1)～(5)以外の場合	原則として2箇年に1回（場合により3箇年に1回）

別表2 「特に大きな問題が認められない」と判断する基準

区 分	判 断 基 準
1 法人の運営管理	(1) 理事、監事及び評議員が長期欠員となっていないこと。 (2) 理事会及び評議員会が機能していること。(理事会、評議員会が形骸化していないこと。) (3) 監事が機能していること。 (4) 法令、通知、定款、定款施行細則、その他各規程等に基づかない法人運営が継続していないこと。 (5) 役員等報酬規程が適切に定められていること。また、理事、監事及び評議員の報酬が勤務実態に即して支給されていること。 (6) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による公表等が行われていること。 (7) 上記(1)～(6)に反することと同程度のことがないこと。
2 法人の資産管理 及び会計管理	(1) 資産又は会計経理上の不備がないこと。 (2) 財政が悪化していないこと及び再建中でないこと。 (3) 上記(1)～(2)に反することと同程度のことがないこと。
3 その他	(1) 原則として、前回の指導監査において文書指摘がないこと（文書指摘に対する改善がなされている場合を含む。）及び継続して指摘を受けている口頭指摘がないこと。 (2) 原則として、指導監査の指摘に係る改善がなされていること。 (3) 原則として、市に通報、苦情等（利用者の処遇関係を除く）が寄せられた場合に、法人において適切な対処がなされていること。 (4) 原則として、前年度不祥事に係る事項（不正経理、補助金等の水増し請求等）が発生していないこと。 (5) 上記(1)～(4)に反することと同程度のことがないこと。

別表3 佐倉市長が所轄庁となる社会福祉法人一覧

	法人名	事業内容	法人番号	所在地
1	佐倉市社会福祉協議会	社会福祉協議会	3040005007067	佐倉市海隣寺町 87
2	日輪福社会	保育園	2040005007068	佐倉市臼井台 1201
3	啓示福社会	保育園	6040005007064	佐倉市下志津原 61-2
4	臼井福社会	保育園	7040005007063	佐倉市臼井台 1351-4
5	敬愛	保育園	8040005017235	佐倉市山王 1-9-8
6	陽の木会	保育園	8040005019231	佐倉市寺崎北 2-13-1
7	自洲会	高齢者施設	6040005007072	佐倉市青菅 1008-7
8	富裕会	高齢者施設	1040005007531	佐倉市上志津原 9
9	大山	高齢者施設	8040005007756	佐倉市石川 556
10	壮健会	高齢者施設	8040005017202	佐倉市飯重 622
11	眞榮会 (※)	高齢者施設	6040005017369	佐倉市下志津 214-1
12	ひまわりの里	高齢者施設	5040005007668	佐倉市生谷 1613-9
13	千手会	障害者施設	1040005007069	佐倉市青菅 1019
14	えのき会	障害者施設	5040005007073	佐倉市上志津 1340-3

※係争のため存続させているが、経営実態は無い。